

# 和歌山県下の小中学校での特別支援教育における 各種関係機関・専門機関との連携の現状と課題

## The Present State and Subject of the Cooperation with Another Institution at Special Needs Education in Elementary School and Junior High School

岩田 雅美 山崎 由可里  
(和歌山県立紀北支援学校) (和歌山大学教育学部)

2010年11月2日受理

### 【要旨】

本稿は、和歌山県下にある小中学校の特別支援教育コーディネーターに対し、1)各種専門機関・専門職との連携・保護者への紹介の現状、2)教師以外の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関する認知度、3)特別支援教育コーディネーターの直面している具体的な問題やニーズについて、質問紙による調査を行った。その結果、以下の4点が明らかとなった。第一に、小中学校ともに校内の支援体制が確立し、特別支援学校や児童相談所などの関係機関・専門機関の保護者への紹介・連携に取り組んでいること、第二に、外部機関との連携においては、保護者との関係性の形成や相互理解が不可欠であるととらえていること、第三に、回答分ではコーディネーターはすべて兼務であり、専任制・継続的な担当の要求が高いこと、第四に、児童生徒の心のケアや福祉的ニーズ(療育手帳の取得や各種福祉制度の申請)に対応できる専門職(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)配置へのニーズが高いことなどである。

### I. はじめに

2007(平成19)年度からの改正学校教育法の施行から3年を経て、特別支援教育体制整備推進事業<sup>1)</sup>も順次すすめられ、2009年度における幼稚園・小学校・中学校・高等学校合わせた実施率を全国と和歌山県とで(カッコ内は和歌山県)で比較すると、「校内委員会の設置」96.9%(93.2%)、「実態把握の実施」95.5%(99.4%)、「特別支援教育コーディネーターの指名」97.1%(94.8%)、「連携調整等の実施」80.8%(73.1%)、「個別の指

導計画の作成」79.3%(72.7%)、「個別の教育支援計画の作成」64%(47.8%)、「巡回相談員の活用」76.5%(72%)、「専門家チームの活用」51%(58.4%)、「特別支援教育に関する教員研修の受講状況」61.8%(55.8%)となっており、特に特別支援教育コーディネーター(以下、コーディネーターと記す)の「連携調整等の実施」、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」、「教員研修の受講状況」で全国平均よりも5%以上下回っている(計画の作成、活用の実施については、予定も含んだパーセントである)。

幼稚園や高校よりも早くから特別支援教育の体制整備が取り組まれた小中学校については、表1の通りであり、全国の状況と比較して、小中学校においても前述したような傾向が看取される。

特別支援教育体制の整備状況については、毎年実施される文部科学省の「特別支援教育体制整備状況調査」の他に、国立特別支援教育総合研究所による小中学校における特別支援教育の理解と対応の充実に向けた具体的取り組みに関する調査<sup>2)</sup>や、先の文部科学省による調査をもとに各項目の現状調査を長崎県内で実施した調査研究<sup>3)</sup>、校内支援体制の構築とコーディネーターの役割に着目した静岡県内での調査研究<sup>4)</sup>、コーディネーターの職務状況と校内体制のあり方に着目した調査研究<sup>5)</sup>などがある。これらの研究では、小中学校では校内委員会の設置やコーディネーターの指名などの体制は整っており、今後はコーディネーターの専門性の向上が課題であることが指摘されている。このことは、校内委員会の設置やコーディネーターの指名といった「体制整備」の段階から、それらの機能の発揮や

表1. 特別支援教育体制整備状況調査(2009年度)

	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名(連携調整の実施)	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
全国(小)	100.0%	98.4%	99.9%(86.3%)	91.0%	73.1%	84.0%	54.7%	68.8%
和歌山(小)	100.0%	100.0%	100.0%(79.6%)	88.7%	55.1%	79.6%	62.4%	64.9%
全国(中)	99.9%	95.8%	99.8%(79.9%)	86.0%	71.0%	70.4%	47.2%	55.7%
和歌山(中)	100.0%	100.0%	100.0%(67.7%)	69.2%	50.4%	57.9%	50.4%	49.0%

関係機関との連携による児童生徒への効果的な支援の保障へという段階に入ったことを示唆しているといえよう。

そこで本稿では、特別支援教育を推進する上でのキーパーソンとしてコーディネーターをとらえ、コーディネーターの役割とされる「関係機関との間の連絡調整役」、「機関との連携協力の強化」に着目し、1)各種専門機関・専門職との連携・保護者への紹介の現状、2)教師以外の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関する認知度、3)自由記述による、特別支援教育コーディネーターの直面している具体的な問題やニーズについて明らかにすることを目的とする。

なお、以下に示す調査項目および本文の内容に関しては、岩田と山崎とで協議の上、「はじめに」、「Ⅲ. 5. 自由記述」、「まとめ」については山崎が、そのほかについては岩田が分担した。また、調査の実施と調査結果の集計については岩田が担当した。

## Ⅱ. 調査の概要

### 1. 調査の対象と方法

本調査は、和歌山県下の公立小学校275校(国立大学法人附属校1校を含む)、公立中学校134校(県立中学校4校、国立大学法人附属校1校、私立校1校を含む)の特別支援教育コーディネーターを対象とした。調査方法は、郵送による質問紙を用い、2009年11月に実施した。以下の集計結果は、2010年1月現在のものである。なお、各結果の割合(%)は、回答数に占める割合を示している。

### 2. 調査の内容

本調査の内容は、①特別支援教育コーディネーターの数・ポジション・担当になってからの年数、②児童生徒の支援における専門機関・専門職との連携(保護者への紹介を含む)の有無・連携した専門機関・専門職・成果(メリット)・連携(保護者への紹介を含む)できなかった理由、③連携の必要性を認識している具体的な専門機関・専門職、④専門機関・専門職との連携に関する自由記述、である。

## Ⅲ. 調査の結果

### 1. 回答数および回収率

回答数と回収率は、小学校181校(66%)、中学校94校(70%)であった。

### 2. 特別支援教育コーディネーターのプロフィール

コーディネーターの人数およびコーディネーターの担当者は以下の通りである。

表2. コーディネーターの人数

人数	1名	2名	3名	4名	5名
小学校	154校	13校	5校	1校	1校
中学校	74校	8校	1校	2校	0校

表3. コーディネーターの担当者のポジション

	小学校(校数)	中学校(校数)
ア. 専任	0	0
イ. 特別支援学級担任	79	38
ウ. 通常学級担任	41	13
エ. 通常学級副担任	0	21
オ. 学年主任	5	3
カ. 養護教諭	4	5
キ. 教頭	33	8
ク. 専科担当	5	6

ケ. その他として、通級指導教室担当者、学習支援教員、初任者研修拠点校指導教官、校長、教務主任が挙げられていた。

次に、コーディネーターの経験年数をみると以下の通りである。

表4. コーディネーターの経験年数

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
小学校	74人	55人	37人	6人	1人
中学校	40人	27人	19人	2人	0人

コーディネーターの経験年数を見ると、小学校、中学校ともに1年目が約42%でもっとも多く、次いで2年目、3年目と続いている。改正学校教育法の施行から4年を経過している点をふまえると、この結果は、継続して同一人物がコーディネーターを担当しているというよりも、短期間で担当者が交代していることを示唆している。

### 3. 学校以外の専門機関・専門職との連携

#### 1) 外部の専門機関・専門職との連携の有無

「問題行動」や学習上、生活上の課題がある児童生徒への支援に際し、外部の専門機関を保護者へ紹介したり、外部の専門機関と連携するといった現状については、以下の通りであった。

表 5. 外部の専門機関を保護者などへ紹介したり、連携したことの有無(複数回答可)

	小学校	中学校
ア. 校内で解決した。又は解決しようとした。	45校	31校
イ. 専門機関を紹介した。	150校	63校
ウ. 専門機関に紹介しなかったが条件が整わず、校内で解決した。又は解決しようとした。	12校	8校

小学校で約83%、中学校で約70%がイを挙げており、校内での対応だけでなく、外部の専門機関・専門職と連携していることが明らかとなった。

## 2) 連携した専門機関・専門職

連携先となっている機関は以下の通りである。

表 6. 紹介した機関(小学校・複数回答可)

機関名・専門職	学校数
1. 特別支援学校	61
2. 児童相談所	51
3. 教育委員会	48
4. 発達相談員	42
5. ポラリス	35
6. 児童の主治医	28
6. 地域の病院	28
8. 保健所・保健婦	24
9. 役所の障害福祉課	14
10. 民生委員	12
11. 役所の生活保健課	7
12. 相談支援専門員	6

※ポラリスは和歌山市内にある発達障害者支援センターの名称。

表 7. 紹介した機関(中学校・複数回答可)

機関名・専門職	学校数
1. 児童相談所	31
2. 特別支援学校	22
3. ポラリス	15
4. 発達相談員	14
4. 教育委員会	14
6. 保健所・保健師	11
7. 地域の病院	10
8. 民生委員	8
9. 生徒の主治医	5
9. 役所の障害福祉課	5
11. 学校医	3
12. 役所の生活保健課	2
13. 相談支援専門員	1

なお、小中学校から保護者へ紹介した機関としては、他に、スクールカウンセラー、県教育センター学びの丘教育相談課、市町村の教育相談、県立医大小児成育医療支援室、通級指導教室、愛徳整肢園、ろう学校ことばの教室などが挙げられていた。

コーディネーターが行う学校外の専門機関や専門職との連携では、主として1)保護者に専門機関・専門職を紹介するといったコーディネート、2)学校と専門機関・専門職をつなぐコーディネートといった、二つの役割がある。今回の調査では、紹介・連携先として、小学校では一番目に、中学校でも二番目に「特別支援学校」が挙げられた。ただし、地域別で見ると、発達支援センターポラリスが所在する和歌山市内については、「特別支援学校」をあげた小学校が回答のあった29校中6校、中学校が回答のあった16校中0校であり、一方で「ポラリス」をあげた小学校が8校、中学校が4校と、特別支援学校よりもポラリスの方が紹介されていた。

小学校と中学校の紹介・連携先を比較すると、特別支援学校や児童相談所、発達相談員、教育委員会などはどれも共通して上位に位置付いている。これらに加え、主治医や学校医、保健所などは、主として児童生徒の「障害」や非行、発達の遅れへの対応に関するものといえよう。一方、役所の障害福祉課や生活保健課、民生委員、相談支援専門員などは、当該児童生徒だけでなく、家庭も含め福祉的な支援が必要なケースがあるためと推察される。

## 3) 専門機関・専門職と連携(紹介)した支援による具体的な成果

専門機関・専門職と連携(紹介)した支援を行うことでの具体的な成果として挙げられたことは、以下の通りである。

表 8. 専門機関・専門職との連携(紹介)による成果

内 容	小学校 (校数)	中学校 (校数)
ア. 児童・生徒の問題が改善した	94	35
イ. 知らなかった様々なサービスを受けることができた	20	6
ウ. 家庭での生活が困難な児童生徒の家庭支援につながった	56	22
エ. 連携以後、他の児童生徒の支援につながることができた	45	13
オ. その他	18	9
カ. 特になかった	1	3

専門機関・専門職と連携したり保護者へ紹介した学校では、問題の改善や家庭支援、後に他の児童生徒への支援に活かすなどの成果が挙げられている。また。

その他としては、「学校での支援についての方向性、教職員の支援への意識、子どもへの理解が深まった」(小中合計15校)、「担任の負担軽減」(同2校)、「ポラリスのB型コンサルテーションを受け、保護者向けの後援会開催」(同1校)などの成果が挙げられている。

一方で、「その他」の記述の中には、「成果はまだわからない」(小中合計3校)という回答や、「紹介したが保護者が動かなかった、専門機関と保護者との関係がうまくいかなかった」(同2校)といった記述も見られた。

#### 4) 専門機関・専門職との連携(保護者への紹介を含む)ができなかった理由

次に、専門機関・専門職と連携できなかった理由は以下の通りである。

表9. 専門機関・専門職と連携できなかった理由

連携できなかった理由	小学校	中学校
専門機関の情報がなかった。	1	0
保護者や本人の了解を得ることが出来なかった。	6	7
学校業務との兼ね合いで専門機関と連携を取り合うことが難しかった。	2	2
その他	1	1

回答数全体に占める割合は低いものの、「連携ができなかった」事例をもつ学校があった。専門機関・専門職との連携は、コーディネーター(学校)がとらえるニーズのみで行うことはできない。本人や家庭の希望・意向を重視し、合意形成が必要である。そのため、連携ができなかった理由として、「保護者や本人の了解を得ることが出来なかった」が最多にあがっていると思われる。また、「その他」には、「連携先の具体的な情報が学校に伝わってこない」、「虐待以外は保護者の理解(合意)が必要なので、それが得られなかったため連携できず悔しい思いをした」といった記述があった。一方で、「成果はまだわからない」という回答や、「紹介したが保護者が動かなかった」、「専門機関と保護者との関係がうまくいかなかった」といった記述も見られた。このような記述や、3. 4「専門機関・専門職との連携(紹介)による成果」の「その他」に記された「紹介したが保護者が動かなかった」、「専門機関と保護者との関係がうまくいかなかった」をみると、専門機関・専門職と家庭との仲介になるだけでは十分ではない、「コーディネートのあり方」という課題の所在が推察される。

#### 5) 連携の必要性を認識している具体的な専門機関・専門職

小中学校のコーディネーターからみて、連携の必要

性を認識している専門機関・専門職については以下の通りである。

表10. 連携の必要性を認識している専門機関・専門職(小学校。複数回答可)

専門機関・専門職	学校数
1. 特別支援学校	81
2. 巡回指導	72
3. 発達相談員	68
4. 病院	58
4. スクールカウンセラー	58
6. ポラリス	56
7. 県子ども・女性・障害者相談センター	47
8. 各種申請の支援をしてくれる専門機関	27
9. 保健所	21
10. デイサービス、ホームヘルプ等	16

表11. 連携の必要性を認識している専門機関・専門職(中学校。複数回答可)

専門機関・専門職	学校数
1. スクールカウンセラー	66
2. 特別支援学校	43
3. 県子ども・女性・障害者相談センター	42
4. 病院	30
5. 発達相談員	25
5. 各種申請の支援をしてくれる専門機関	25
7. ポラリス	23
8. 巡回指導	21
9. デイサービス、ホームヘルプ等	16
10. 保健所	9

コーディネーターが連携の必要性を認識している専門機関・専門職をみると、小学校では「特別支援学校」「発達相談員」「巡回指導」「病院」が上位に位置し、まずは教師から見て「気になる」児童の原因(障害の有無)について把握したいと考えているのではないかと推察される。一方、中学校では、特に「スクールカウンセラー」と「県子ども・女性・障害者相談センター(児童相談所)」が連携先として期待されている。中学校では2000(平成12)年度以降「心の教室相談員」として順次配置されているスクールカウンセラーや、非行問題にも関わる児童相談所に対し、現在も今後も連携・協力のニーズが高いといえよう。

また、小中学校共通して、「各種申請の支援をしてくれる専門機関」が挙げられている。その背景には、①福祉制度の利用にニーズがある児童生徒・家庭が存在すること、②小中学校の教員養成段階で福祉的な内容を学習する科目は無く、現職教員においても療育手帳

や児童扶養手当、生活保護など福祉制度に関する知識を習得する機会が乏しいことが考えられる。なお、「その他」として、「愛徳医療福祉センター(医療)」、「市町村の教育委員会」、「通級指導教室」、「障害を診断できる専門医」、「校区内の小中学校」、「民生委員」、「特別支援学級入級を上手に勧めてくれる機関」が挙げられていた。

#### 4. スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーとの連携・協力

次に、学校で勤務する教師以外の専門職に関する認知、および専門職との連携・協力のうち、まずスクールカウンセラーについては以下の通りであった。

表12. スクールカウンセラーに関する認知および具体的な連携・協力

	小学校	中学校
ア. 知らない	0校	0校
イ. 名前は聞いたことがある	100校	14校
ウ. 利用方法がわからない	12校	2校
エ. 協力して支援したことがある	59校	72校

スクールカウンセラーについては、小学校、中学校ともに「知らない」という回答がゼロであり、その存在が認知されていることがわかる。しかし、スクールカウンセラーとコーディネーターとの協力関係については、中学校が(この問いの回答学校数)90校中72校(80%)が「協力して支援を行った」と回答(選択)しているのに対し、小学校では171校中59校(34.5%)と差がみられる。

エの「協力して支援したことがある」については、小学校で43校、中学校で56校の具体的な記述があった。小学校での主な事項としては、①「中学校に配置されているスクールカウンセラーに相談」など、中学校のスクールカウンセラーとの連携・協力、②「不登校児童へのカウンセリングを中心に連携」、「不登校の親が相談」など不登校問題、③保護者の相談にのるなど、保護者への支援、④「アドバイスをいただき子どもを理解する大きな手だてとなった」、「問題を抱えている児童についての相談」など、児童理解や関わり方に関する教師の相談、⑤「ADHDや学習障害児の理解と支援の仕方について」など、発達障害に関する相談、⑥教育相談、などが挙げられていた。また、これらの事項が重複しているケース(保護者の支援や学級担任のカウンセリング)や、個別具体的な事例に適宜対応したケース(不審電話がかかってきた時期にスクールカウンセラーが配置され、児童の心のケアを実施)、スクールカウンセラーが教育相談部会に参加し、教師と情報交換・交流して児童の支援へ活かしたケース、通級指導教室でのソーシャルスキルトレーニングに参加して

いるケースもみられた。一方、少数であるけれども、「現時点では必要性を感じていない」、「スクールカウンセラーは配置されているが、連携がとれているとは言い難い状況」といった記述もあった。

中学校での主な事項としては、①不登校やいじめにあっていない生徒への対応、②個別具体的なニーズのある生徒へのカウンセリング、③教師との情報交換や生徒指導上のアドバイス、④保護者へのカウンセリング、⑤発達検査の実施、⑥「ケース会議に入ってもらい一緒に対応方法を考えてもらっている」などケース会議や校内相談部会への参加、などが挙げられていた。特に不登校の生徒への対応は56校中15校が挙げており、中にはスクールカウンセラーと協力し、不登校の生徒の家庭訪問や、発達障害に起因する不登校生の相談に取り組んでいる学校もみられた。また、校内研修にスクールカウンセラーが協力するといった例もあった。

次に、スクールソーシャルワーカーについては、以下の通りであった。

表13. スクールソーシャルワーカーに関する認知および具体的な連携・協力

	小学校	中学校
ア. 知らない	28校	19校
イ. 名前は聞いたことがある	117校	45校
ウ. 利用方法がわからない	18校	20校
エ. 協力して支援したことがある	9校	4校

スクールソーシャルワーカーは、「不登校やいじめ、暴力行為、児童虐待などの問題解決を図るため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識と技術を有する」であり、「市町村教育委員会に配置」される。その職務内容は、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築・支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等となっている。具体的には社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、教育や福祉の分野での実務経験が有る者(スクールソーシャルワーカー)、およびそれに準じる者(スクールソーシャルワーカーに準ずる者)である<sup>9)</sup>。スクールソーシャルワーカーの配置は、2008(平成20)年度から新規事業として始まった、文部科学省初等中等局児童生徒課の「スクールソーシャルワーカー活用事業」によるものである。スクールソーシャルワーカーは、和歌山県内でみると、初年度である2008年度においては、国の委託事業として橋本市10名、紀の川市2名、湯浅町3名、御坊市2名、有田川町6名が配置されたものの、2009(平成21)年度は、予算削減のため橋本市では1名の配置にとどまるなど、不十分なものである。

配置状況が不十分でありながらも、「知らない」という回答は、小学校で172校中28校(16%)、中学校で88校中19校(22%)であり、スクールソーシャルワーカーの存在自体は8割前後で認識されている。一方、スクールソーシャルワーカーの存在は認識しつつも、「利用方法がわからない」という回答が小学校18校(10.4%)、中学校20校(22.7%)あった。これは、先述したように、スクールソーシャルワーカーの配置が和歌山県下の一部の自治体にとどまっているためと思われる。

それでは、エの「協力して支援したことがある」の具体的な内容をみてみよう。具体的な事例が記されていたのは、先述した自治体に所在する学校のものである。例えば、「巡回相談員と協力しながら勧めている(小学校)」、「コーディネーターと一緒に子どもの支援に関する会議を開催(小学校)」、「課題のある児童についてのケース会議をして校内研修をした(小学校)」、「不登校児童への対応。児童虐待についての情報交換および協力して対応(小学校)」、「週に一度来ていただき、児童の相談にあたってもらっている(小学校)」、「授業に入ってもらおう(小学校)」、「家庭訪問をして家族への支援(中学校)」、「相談室登校生徒の支援。授業にTTとして入ってもらった(中学校)」、「事例検討会に参加してもらい支援方法について協議した(中学校)」といった、円滑な連携・協力の様子が窺える事例の他、「保護者を巻き込んで支援体制をとっていきたいが、保護者によっては困難な場合がある(中学校)」といった、保護者との連携・協力の困難さが看取される記述もあった。

## 5. 自由記述

最後の「小学校、中学校が専門機関と連携して児童生徒の支援を行うことについて必要な条件、今後の課題、感じていること」に関する自由記述には、小学校181校中67校、中学校94校中56校の記載があった。

回答の中には、同一校で複数の事項に関する記述があるものを含んでいる。それらを内容別に大別し、具体的な記述を例示すると以下のものである。

### 1) 自由記述の例(小学校)

#### ①他校、他機関との連携・協力に関するもの

「専門的な見地からの意見を子どもへの指導・支援に活かしていきたい」、「利用しやすい条件がそろっていること、連絡がとりやすいこと」、「連携にあたり、個別の支援計画があれば子どもの実態の共通理解が図りやすい。当地域でも幼稚園・保育園からその作成について取り組む必要があると思われる」、「発達相談員と教員との相談の機会がない。近くに病院が無く保護者に診察を受けてもらいにくい」、「相談等の申請手続きの簡素化。例えば、支援学校への依頼をお願いしたい時は、教委を通さず学校間で直接進めることができるように」、「専門機関との

連携は絶体に必要な。大切なことはネットワークづくり、情報交換の場づくり」、「小中学校が連携・継続して相談活動を実施し、指導が継続・発展していくようにする」、「児童の状態や検査等での確かな診断と対処法をアドバイスしてくれる医師が近くにいる、相談しやすい環境に整ってほしい」、「相談機関を利用したいが、相談方法がわからなかったり、親の了解が得られないことがある」、「ボラリス、児童相談所などの巡回相談で医師を紹介したくても予約がいっぱいでかなり待つ」などである。

#### ②コーディネーター、支援員などの人員配置、学級編制、TTなど教育条件に関するもの

「カンファレンスを行う日程調整がお互い忙しく、すぐに対応できない。専任のコーディネーターが理想だが、せめて複数配置が望まれる。子どもの問題は発達面だけでなく、心理面や家庭環境(経済面も含め)など複合的なので、専門的な立場でのアドバイスが求められる。学校ではソーシャルワーカー的な視点が弱い」、「支援を必要とする児童の割合が高く、担任一人では指導が困難な場面もある。TT等の支援体制をとるための教員増を望む」、「コーディネーター担当者が一定期間継続されること」、「特別支援教育への専門性の高い人の配置を望む」、「支援を行うための場所(教室)の確保、指導者、支援者の確保と専門性の向上」、「支援学級で担任している児童が多く、一人担任だとコーディネーターとして通常学級の困難を見に行くことが難しかった。二学期以降、TTのような形で校内で支援学級に加配的に人員を動かしてもらい、コーディネーターのような動きがとれるようになった」などである。

#### ③保護者に関するもの

「保護者との信頼関係を築くのが第一」、「保護者との連携」、「特別支援学級入級が適当と考え、入級を勧誘しても保護者の理解が得られない。通常学級では支援に限界がある。特別支援学級で多様な学習をさせたい」、「児童生徒の教育的ニーズに(生活支援も含めて)親とともに『どう応えるか』という姿勢で、一人一人をしっかりと見つめること」、「専門機関へ紹介したいが保護者の理解・了解をとりつけるのに時間がかかる」、「発達障害とみられる子どもの中には『心の傷』を抱えた子どもが少なからずいる。親も悩み混乱している。このような親子には、発達障害の知識だけでは対応できない。カウンセリングの方法とあわせた形でないと効果が出にくい。県の教育相談事業の充実も必要」などである。

#### ④学校内での共通理解に関するもの

「特別支援に関する理解を常に管理職と職員が話し合うことができるように進めていくこと」、「専門機関からアドバイスをいただいたことをなかなか全職員のものにできておらず、担任だけがよくわかって

いる状態。書類を扱うことが多くなり、仕事量が他の職員とかなり違うことを理解してもらいにくく、『コーディネーターは大変だ、引き受けたら大変だ』という空気になってしまっている」、「校内委員会での子どもの見方についての意見の違い」、「今までの指導方法を変えられない教師が多い。教師の意識改革が必要であると思う」、「児童の担任、コーディネーター、管理職との共通理解がまず第一。特に小規模校は専門的な職員がいない場合が多いので、三者が協力して成り立っている場合が多い」、「お互いの共通理解と指導の方向性が一致していることが大切。これも一つのチームなので理解と協力がまず大事。行事が多い中、各々の機関と会議の日程を決めるのも、そのための資料作りも大変」などである。

## 2) 自由記述の例(中学校)

### ①他校、他機関との連携・協力に関するもの

「幼・小・中・高等部との密な連携をとって、子どもの障害実態を把握理解し、日々のカリキュラムに活用し、目標をしっかり持って支援する必要がある。年に数回担当者の会を設定していきたい」、「学校・関係機関の合同会議を行うのがよい」、「課題のある生徒への支援を近隣の特別支援学校の協力して進める必要があると考えている。また、特別支援学校とは日常的に交流を図ることが大事である」、「発達相談員とはよく連携しているが、他の専門機関についてはあまり情報がなくて利用できていない。情報の提供を望む」、「小学校時の相談や支援の具体的な内容をもっと知れる体制づくり」、「専門機関の情報がないわけではないが、どのようなケースでどのような機関に相談すれば、どのような支援や情報が得られるのかという具体的なことがわかりにくいので、行動に移しづらい、ハードルの高さを感じる。各学校のコーディネーター同士が情報交換できるような機会・場(生徒指導主任の主任会のような)があれば…とも思う」、「地域に専門科医が少ないので困っている。これまでお世話になってきた精神科医の巡回相談がなくなったので、受診のために遠方まで出向かなくてはならなくなった」、「生徒の実態に合わせたり、環境、保護者の考え方によって連携する専門機関が変わってくるので、それぞれの特徴や利用方法などをより多くの専門機関について知る必要がある。また発達障害や子どもの困り感などについて保護者への情報提供など啓発パンフレットが必要であると思う」、「現場を知らない外部の専門家の人と連携を行うことに難しさを感じる。1ヶ月でも3ヶ月でも学校に勤務又は教職の事情を知るなどの意識が欲しい」、「どの専門機関に相談するのがよいかわからないことが多い。とりあえず何でも相談できる窓口が身近にあるとよいのでは」、「橋本市教育相談セ

ンターの働きを有意義に思っている」、「低学力の子の発達検査を気軽に受けられるように出張してくる相談員の人がいたらよい」などである。

### ②コーディネーター、支援員などの人員配置、学級編制、TTなど教育条件に関するもの

「学校には多様な問題がある。問題にじっくり取り組むためにも教員を増やしていただきたい」、「特別支援学級担任とコーディネーターは分けるべき」、「教職員の確保(加配増)」、「本校では特別支援学級の担任がコーディネーターを担当しているが、実際は難しい面が多々ある。学校全体の生徒とほとんど接していない中で、生徒の実態をつかみにくいし、特別支援学級を担任しながらコーディネーターの仕事も兼任するのは時間的にも無理である。よってコーディネーターは全体を把握できる立場にあり、動ける立場にある人がふさわしいと思う(例えば教頭や教務等)」、「いろいろな問題があってもなかなかゆっくりと対応できないこともあり、時間的な余裕が欲しい。それもなかなか難しいことであり、現場ではでき得る限り時間を有効に使い、週一回のカウンセラーの先生や教育相談、その他の機関等との連携を取りながら問題の改善改良に努めていこうとしている」、「スクールカウンセラー等の常駐とそのため予算や場所等の条件の整備」、「授業もほとんどみんなと同じだけ担当し、できることは限りがある。とにかく現場は忙しい。誰もが。特別支援ということで現場はきめ細かい対応ができています。が今までの不登校生に対する支援がその特別支援といっしょになっている。現実や課題が見えてきて、そのニーズもわかってきているが、それに似合う対応ができないジレンマがある」、「子どもたちの日常の様子を観察し、支援方法を的確に示してくださる人が校内に常勤していただける事を希望する(教師以外の人物で、専門知識のある人がよい)」などである。

### ③保護者との関係に関するもの

「入級指導が難しい」、「保護者の理解」「保護者・地域等への啓発」「専門機関との連携が必要だと思われるケースが多々あるが、保護者の理解、了承を得ることが難しく、実際に連携できるのはごく一部でしかない。子どもの発達の課題、保護者の心理的な問題、経済的・環境的な問題など重なっていることが多く、学校は何からアプローチすればいいのか? というケースも多いのが現状」などである。

### ④学校内での共通理解に関するもの

「日頃より情報の共有、職員間の連携の不足を感じます。通常学級における特別支援の進め方に苦慮している」、「特別支援教育コーディネータの位置づけと認識を校内全員で確認する。当たり前のことでもなかなかむずかしい」、「特別支援教育を学校教育全体になじませることは難しい。発達障害を持たない

が、他で問題を持つ生徒も多いので対応が難しい」、  
「今年度本校は熱心なスクールカウンセラーが来てくれたおかげで問題行動等のある生徒について、発達に即したアドバイス受けることができています。中学校は生徒指導や進路指導等に追われて大変だが、幅広い視野を持った方のアドバイスはとて有り難い。情熱を持って温かい眼差しで生徒に時には保護者に具体的に接していく支援態度が必要条件と思う」などである。

自由記述では、小中学校ともに必要な事項として、専任コーディネーターの配置や複数配置、支援員配置などの教育条件の改善や、保護者への啓発、信頼関係の形成、校内での共通理解、小中あるいは幼保小といった学校間の縦の連携、特別支援教育に関する専門性をもつ教員配置、他機関とのスムーズな連携・連携する際の手続きの簡略化などが共通して挙げられている。また、専門機関との連携では地域性(僻地で専門機関が乏しいなど)による困難さ、特別支援学級への入級など保護者の理解を得ることの困難さ、校内での共通理解を図る難しさなどが課題として指摘されている。

#### Ⅳ. まとめ

本論では、第一に、各種専門機関・専門職との連携・保護者への紹介の現状、第二に、教師以外の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関する認知度、第三に、自由記述により、特別支援教育コーディネーターの直面している具体的な問題やニーズを明らかにすることを課題として設定した。その結果、以下のような結果が得られた。

第一に、各種関係機関・専門職との連携・保護者への紹介については、約八割の学校で、校内だけで対応するのではなく学外の専門機関と連携したり保護者への紹介を行っており、対応した機関は、小学校では「特別支援学校」「県子ども・女性・障害者相談センター(児童相談所)」「教育委員会」「発達相談員」「ポラリス(発達障害支援センター)」、中学校では「県子ども・女性・障害者相談センター」「特別支援学校」「ポラリス」「発達相談員」「教育委員会」であった。また、九割弱の学校が専門機関との連携・保護者への紹介によって問題が解決したり家庭支援につながるなどの成果があり、成果がなかったケースの理由としては、保護者の同意を得られなかったなどであった。そして、今後連携が必要な機関・専門職として、小学校では「特別支援学校」「巡回指導」「発達相談員」「カウンセラー」「病院」「ポラリス」「県子ども・女性・障害者相談センター」の順で、中学校では「カウンセラー」「特別支援学校」「県子ども・女性・障害者相談センター」「病院」の順で挙げられていた。また、療育手帳の取得など各種申請への支援のニーズもみられた。第二に、スクールカ

ウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、前者の認知度は100%であり、小学校で六割弱が、中学校で九割が協力して支援にあたっていることが明らかとなった。後者については、認知度は八割強であるものの、県下における配置が五市町村と限られているためか、その九割弱が「名前は聞いたことがある」という程度であった。両者とも具体的に連携した事例(自由記述)をみると、問題解決につながったケースが挙げられており、校内で教師と他の専門職の連携の有効性が看取された。第三に、自由記述からは、専任コーディネーターの配置や複数配置など教育条件整備への要望が強く、特別支援教育を推進する上で教育条件の改善の必要性が示唆された。また、専任コーディネーターの配置や複数配置、支援員配置などの教育条件の改善や、保護者への啓発、信頼関係の形成、校内での共通理解、小中あるいは幼保小といった学校間の縦の連携、特別支援教育に関する専門性をもつ教員配置、他機関とのスムーズな連携・連携する際の手続きの簡略化などが共通して挙げられている。また、専門機関との連携では地域性(僻地で専門機関が乏しいなど)による困難さ、特別支援学級への入級など保護者の理解を得ることの困難さ、校内での共通理解を図る難しさなどが課題として認識されていることが明らかとなった。

本調査の結果をふまえ、今後の研究課題として、小中学校の主要な連携先である特別支援学校、児童相談所、病院や保健所など、他の機関からみた、小中学校との「連携」(小中学校への支援)に関する現状や問題点について具体的に明らかにする必要がある。この課題については他日を期したい。

#### 注

- 1) 調査結果は、文部科学省「平成21年度特別支援教育体制整備状況調査」(2010年4月13日、初等中等教育局特別支援教育課公表)より。
- 2) 横尾俊ほか「特別支援教育への理解と対応の充実に向けた小・中学校の取組」『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』第36号、pp.29-44。
- 3) 今里順一・小島道生「長崎県の小・中学校における特別支援教育の現状と課題」『特別支援教育コーディネーター研究』第3号、2008年、pp.1-6。
- 4) 大塚玲「小学校における校内支援体制の構築と特別支援教育コーディネーターの役割」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学篇)』第59号、2009年、pp.109-122。
- 5) 三宅康勝・横川真二・吉利宗久「小・中学校における特別支援教育コーディネーターの職務と校内体制」『岡山大学教育実践総合センター紀要』第8号、2008年、pp.117-126。
- 6) 和歌山県教育庁学校教育局学校指導課による「平成21年度スクールソーシャルワーカー等の募集について」より。